7　介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8　第二項から第七項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

9　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10　前条第四項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第百八十条　複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2　前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（記録の整備）

第百八十一条　指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　居宅サービス計画

二　複合型サービス計画

三　第百七十七条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　第百七十八条第二項に規定する主治の医師による指示の文書

五　第百七十九条第十項に規定する複合型サービス報告書

六　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

七　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

八　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

九　次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

十　次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第百八十二条　第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条、第五十八条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条及び第八十一条から第八十六条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項各号」とあるのは「第百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

附則第十四条中「介護保険法施行令」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十五条及び附則第十六条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二百七十八条」を「―第二百七十八条の二」に、「・第二百九十一条」を「―第二百九十二条」に改める。

第五条第二項中「であって専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて」を「のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに」に、「ただし、当該者」を「この場合において、当該サービス提供責任者」に、「、事業の規模」を「、利用者の数」に改め、同条第三項中「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」及び「（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」を削り、「及び第二項」を「から第四項まで」に、「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4　第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（地域との連携）

第三十四条の二　指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第六十一条中「、第三十五条及び第三十六条」を「及び第三十四条の二から第三十六条まで」に改める。

第九十七条第一項第一号中「単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が」を「提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介